

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業
(食品規格等調査) 調査報告書

フィリピン共和国

食品表示

1. 保健省食品医薬品局（2014年）行政命令 2014-0030 の目的.....	1
2. 保健省食品医薬品局（2014年）行政命令 2014-0030 の概要.....	1

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

国内での包装食品の取引の増加に伴い、その安全性は常に保証されなければならない。そのための効果的な国家の食品安全性と制御システムは、製品ラベル表示を介した食品製品に関する消費者情報である。

1984年の保健省 食品医薬品局行政命令第 88-B s は、食品の基準及び品質対策を確立し、食品の安全で良質な供給を確保するための国の政策を実施し、国民の健康を保護するために、フィリピンで流通する包装済み食品のラベリングのための規則及び規則を規定するために公布されたものである。

製品ラベルは、とりわけ製品の内容、賞味期限とトレーサビリティについて消費者に知らせるために最も容易に利用可能な材料である。それは、不正又は誤解を招くような広告や宣伝から保護し、情報を得た消費者であるために必要な知識を身につけるための健全な選択を促進するものである。

食品施設及び包装食品に関する食品医薬品局の規制制度に一貫性を持たせる必要があることから、フィリピンで販売される包装済み食品の表示」及びその他の目的のために、1984 年保健省 行政命令 88-B s 号「食品施設及び包装食品を管理する規則及び規則」の特定の規定を改正するために、保健省食品医薬品局(2014 年)行政命令 2014-0030 が発 行された。

1. 保健省食品医薬品局 (2014 年) 行政命令 2014-0030 の目的

A. 健康と安全への危険から消費者を保護し、彼らの権利の適切な行使における健全な選択を促進するための情報及び 教育を提供するために、包装食品の改訂された表示ガイドラインに関する規則及び規則を公布すること。

B. 貿易慣行に従って、最初に加工又は包装された事業所以外の事業所で相当量加工、ラベル付け又は再包装される 包装商品のラベル付け要件の免除についての証明を確立すること。

保健省食品医薬品局(2014 年)行政命令 2014-0030 は、現地で製造されているか、フィリピンに輸入されているかを問わず、食品補助食品を含むすべての包装済み食品のラベリングを対象としている。

2. 保健省食品医薬品局 (2014 年) 行政命令 2014-0030 の概要

フィリピン 食品表示
フィリピン食品医薬品局(2014 年)行政命令 2014-0030 (2014 年 9 月): 行政命令 88-B S. 1984「包装済み食品の表示管理規定」の改正及び「フィリピンで販売される包装済み食品の表示管理規定」及びその他を目的とした改正 (Administrative Order 2014-0030 : Revised “Rules And Regulations Governing The Labeling Of Prepackaged Food Products Amending For The Purpose”, Administrative Order No. 88-B S. 1984 Or The “Rules And Regulations Governing The Labeling Of Prepackaged Food Products Distributed In The Philippines”, And For Other Purposes)
【 目 次 】
第 I 項 改正の正当性 Rationale
第 II 項 目的 Objectives
第 III 項 範囲 Scope
第 IV 項 用語の定義 Definition pof Terms
第 V 項 一般規定 General rules and Regulations
第 VI 項 具体的規定 Specific rules and Regulations
A. 必須ラベル情報
1. 製品名/食品の名称

2. 商標名及び/又は商標の使用
3. 完全な成分の一覧表(原材料、食品添加物、香料、保存料等製品に使用されている成分の完全なリスト(重量比率の降順))
4. 正味含有量及び固形量
5. 製造業者、再包装業者、包装業者、輸入業者、貿易業者及び販売業者の名称及び住所
6. ロット識別
7. 保管条件
8. 有効期限(Expiry 又は Expiration Date)/使用期限(Use-by-date)/消費期限(Consume Before Date)(推奨最終消費[Recommended last consumption date])
9. **食品アレルギー情報**
10. 使用に関する指示/説明(必要な場合には、又は必要に応じて、食品を確実に正確に利用できるように、使用の指示/説明も表示)
11. **栄養成分表示/栄養情報/栄養価**

B. 他の要件

1. アルコール飲料
2. 言語
3. 放射線照射食品
- 4-E. 放射線照射食品の表示
4. 追加情報

C. 食品添加物の表示

第 VII 項 誤解を招く記述/表示/禁止される強調表示 Misleading Declaration/representation/Prohibited Claims

第 VIII 項 表示要件の適用除外 Exemptions from the Labelling Requirements

第 IX 項 違反及び制裁措置 Violations and Sanctions

第 X 項 過渡期の規定 Transitory Provisions

第 XI 項 廃止条項 Repealing Clause

第 XII 項 分離条項 Separability Clause

第 XIII 項 有効性 Effectivity

- ボトル入り水や包装済加工肉など、少数の製品には特別なラベル表示の項目が要求される。バイオテクノロジーラベルや有機ラベルには特別な要件はない。
- PFDA は、輸入業者に輸入しようとする製品のラベルの事前コピーの提供を要求している。この情報は、輸入食品及び飲料製品の登録のために要求されている。